

ユギ里山保全チーム 会則

第1条 (名称)

当会の名称を「ユギ里山保全チーム」とする。

第2条 (事務局所在地)

当会の事務局を東京都八王子市下柚木1400番地-109に置く。

第3条 (会の目的)

堀之内里山保全地域（以下「保全地域」と言う。）の里山を維持、保全するための活動を行う。

第4条 (活動内容)

当会は、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 保全地域の田畑を中心とした里山の環境及び景観の保全活動。
- 二 保全地域を中心とした里山の良さ、大切さを広く地域社会に周知するための啓発活動。
- 三 保全地域にて活動する他団体との交流及び支援活動。

第5条 (会員)

当会の目的や活動内容に賛同する者であることを参加の条件とする。

2 会員は、次の各号に掲げる三種とする。

- 一 正会員 18歳以上の個人
- 二 家族会員 正会員の家族
- 三 賛助会員 当会の目的等に賛同し援助を行う個人又は団体

第6条 (役員)

当会に次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 代表 1名
- 二 副代表 1名
- 三 会計 1名

第7条 (役員任期)

役員任期は、原則1年間とする。ただし再任は妨げない。

2 役員選任は、会員の過半数以上の同意を得て行うものとする。

第8条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第9条（運営）

主な運営事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 総会は代表が召集して毎年4月に開催し次の事項を審議する。
 - い) 活動と決算報告
 - ろ) 活動計画と予算、役員を選任
- 二 当会の活動年度は、毎年4月開始の一年間とする。

第10条（会費）

当会の年会費は次の各号に定める額とする。

- 一 正会員 ¥2,000 -
- 二 家族会員 ¥ 0 -
- 三 賛助会員 ¥2,000 以上の任意の額

第11条（入会）

入会を希望する者は、名簿に必要な本人の氏名、住所、電話番号、そしてEメールアドレスがある場合はEメールアドレスを代表、または副代表に通知する。

- 2 通知を受けた代表又は副代表は、本会則を入会希望者に通知し、本人の同意を得るものとする。

第12条（退会）

会員は、代表又は副代表に通知することにより、任意に退会することが出来る。なお、既納の会費については返還しないものとする。

第13条（会則改正）

本会則は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1.

当会の設立当初の役員は次の会員とする。

- ・代表者 〒192-0372 東京都八王子市下柚木1400-109 豊田方 威
- ・副代表者 〒208-0002 東京都武蔵村山市神明2-38-18 高橋 真佐美
- ・会計者 〒181-0012 東京都三鷹市上連雀2-10-28-#1 宗岡 智子

2.

当会は、平成23年1月より保全地域の耕作地で活動を行ってきたユギ・ファーマーズ・クラブ内の一部有志が、ユギ・ファーマーズ・クラブから独立する形で設立するものである。よって、当会では従来からの活動を継続し、これまで保全地域内でユギ・ファーマーズ・クラブとして行ってきたこれら活動は、当会に引き継ぐものとする。

3.

前条により、当会は保全地域での活動団体として、ユギ・ファーマーズ・クラブに代わって活動を行うものとする。

4.

当会の設立日は平成25年1月13日とする。